【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（親会社）

**第二十九条の三**　法第百六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社（協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書又は法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて記載された親会社とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（親会社）

**第二十九条の三**　法第百六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社（協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書又は法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて記載された親会社とする。

（改正前）

（親会社）

**第二十九条の三**　法第百六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社（協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて記載された親会社とする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】

（改正後）

（親会社）

**第二十九条の三**　法第百六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社（　協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて記載された親会社とする。

（改正前）

（親会社）

**第二十九条の三**　法第百六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて記載された親会社とする。

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】

（改正後）

（親会社）

**第二十九条の三**　法第百六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて記載された親会社とする。

（改正前）

（親会社）

**第二十九条の二**　法第百六十六条第五項に規定する政令で定める会社は、他の会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を含む。以下この条において同じ。）の議決権（商法第二百四十一条第三項の規定により議決権を有しないこととなる場合における当該議決権を含む。）の過半数を所有している会社又は当該他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している会社として内閣府令で定めるものとする。

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（親会社）

**第二十九条の二**　法第百六十六条第五項に規定する政令で定める会社は、他の会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を含む。以下この条において同じ。）の議決権（商法第二百四十一条第三項の規定により議決権を有しないこととなる場合における当該議決権を含む。）の過半数を所有している会社又は当該他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している会社として内閣府令で定めるものとする。

（改正前）

（親会社）

**第二十九条の二**　法第百六十六条第五項に規定する政令で定める会社は、他の会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を含む。以下この条において同じ。）の議決権（商法第二百四十一条第三項の規定により議決権を有しないこととなる場合における当該議決権を含む。）の過半数を所有している会社又は当該他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している会社として総理府令で定めるものとする。

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（親会社）

**第二十九条の二**　法第百六十六条第五項に規定する政令で定める会社は、他の会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を含む。以下この条において同じ。）の議決権（商法第二百四十一条第三項の規定により議決権を有しないこととなる場合における当該議決権を含む。）の過半数を所有している会社又は当該他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している会社として総理府令で定めるものとする。

（改正前）

（親会社）

**第二十九条の二**　法第百六十六条第五項に規定する政令で定める会社は、他の会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を含む。以下この条において同じ。）の議決権（商法第二百四十一条第三項の規定により議決権を有しないこととなる場合における当該議決権を含む。）の過半数を所有している会社又は当該他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している会社として大蔵省令で定めるものとする。

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（親会社）

**第二十九条の二**　法第百六十六条第五項に規定する政令で定める会社は、他の会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を含む。以下この条において同じ。）の議決権（商法第二百四十一条第三項の規定により議決権を有しないこととなる場合における当該議決権を含む。）の過半数を所有している会社又は当該他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している会社として大蔵省令で定めるものとする。

（改正前）

（新設）